

○山本順三委員長 ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

検査官及び公正取引委員会委員長の任命同意に関する件のため、本日の委員会に参考人として検査官候補者・検査官森田祐司君及び公正取引委員会委員長候補者・公正取引委員会委員長杉本和行君の出席を求め、所信を聴取することに御異議ございませんか。

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、検査官及び公正取引委員会委員長の任命同意に関する件を議題といたします。候補者から所信を聴取いたします。

○杉本和行公正取引委員会委員長 杉本和行でございます。

本日は、所信を述べる機会をいただきまして誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

まず、公正取引委員会委員長の任務についての認識について述べさせていただきます。

公正取引委員会が担当しております独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発展を促進することを目的としております。

公正取引委員会はこの目的を達成することをその任務としており、公正取引委員会の委員長には、他にも増して、国民全体の奉仕者たる国家公務員としての強い自覚を持ち、国民の皆様や関係各方面の意見を伺いつつ、公正に職務を遂行していくことが求められていると考えております。

私は、平成 25 年に両院の御同意をいただきまして、同年 3 月に着任して以来、公正取引委員会委員長として、他の委員共々、価格カルテル、入札談合などの独占禁止法違反行為、中小企業に不当に不利益をもたらす下請法違反行為、消費税の転嫁拒否行為などに対する厳正かつ積極的な対処を始めとする競争政策の積極的展開に取り組んでまいりました。これまでの取組を踏まえ、今後取り組むべき施策の基本的な方向についての考えを述べさせていただきます。と思います。

公正取引委員会は、昨年 7 月に創立 70 周年を迎え、公正取引委員会が運用する独占禁止法も施行から 70 年がたちました。この 70 年の間、戦後の経済復興、高度経済成長、そしてバブル経済の形成、崩壊、人口構造の少子高齢化と、企業活動を取り巻く経済環境は大きく変化しており、独占禁止法は、これらの時々の経済情勢を踏まえて運用されてきました。私といたしましては、公正取引委員会の 70 年の歴史と経験を生かしつつ、今後ますます急速に変化していく経済環境に的確に対応し、国民経済の発展に資する競争政策を更に推進していくことが必要であると考えております。

具体的な施策といたしましては、まず第一に、厳正かつ実効性のある独占禁止法の執行を確保していくことが重要であると考えております。独占禁止法に違反する競争制限的な行為に厳正に対処していくことは、公正かつ自由な競争の実現により、事業者の創

意工夫を引き出し、消費者の利益を確保することにつながります。したがって、国民生活に影響の大きい価格カルテル事件や入札談合などには厳正に対処していく必要があると考えます。また、事業者の公正かつ自由な競争を確保するために、他の事業者の事業活動を排除又は支配するような私的独占や他の事業者の事業活動を不当に拘束するといったような不公正な取引方法についても監視し、適切に対処していく必要があります。合併等の企業結合事案については、消費者、需要者にとって選択肢を確保する観点から、競争を制限することとなる企業結合を規制するため、的確な審査を進めていくことが要請されていると考えております。

第二には、公正な取引慣行を推進する観点から、中小企業に不当に不利益を与える行為の取締りをしっかりと実施することが重要であると考えております。優越的地位の濫用、不当廉売などの不公正な取引方法や下請法違反行為など、中小企業に不当に不利益を与える行為に対しては厳正かつ積極的に対処するとともに、違反行為を未然に防止していくための施策を実施していくことが重要と考えております。

また、消費税の転嫁拒否行為への対処など、消費税の適正転嫁への取組についても引き続き注力してまいりたいと考えております。

第三に、競争を活発にする環境を整えることも競争政策の重要な役割であると考えております。公正取引委員会による法執行の方針を明らかにするほか、事業者による独占禁止法遵守を支援、推進することによって、法運用の透明化及び予測可能性を高めるとともに、違反行為の自主的予防を促すことが重要です。また、市場における公正かつ自由な競争を促進する観点から、調査等も実施してまいりたいと考えております。

最後に、国際的連携の推進があります。経済活動のグローバル化によって、サプライチェーンのグローバル化は進み、さらには国際的な企業結合事案も増加しております。こうした中であって、独占禁止協力協定、経済連携協定等、二国間や多国間の枠組みを通じて、諸外国の競争当局との関心情報を共有する体制を強化し、また、競争法の執行に当たって協力を推進してまいりたいと考えております。

両院の御同意をいただくことができまして、公正取引委員会委員長に任ぜられました場合には、その職責をしっかりと認識し、国民の代表である国会の御議論を始め、いろいろな御意見に耳を傾けながら、公正取引委員会の使命を達成すべく他の委員とともに努力を尽くしてまいり所存でございますので、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

以上、私の所信を述べさせていただきました。

本日は、このような機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

○山本順三委員長 公正取引委員会委員長候補者に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮沢由佳 民進党・新緑風会の宮沢由佳です。

杉本参考人、本日はありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

公正取引委員会の国際協力についてお尋ねいたします。

私は一昨年の特TPP特別委員会で、肥育ホルモンを使った肉の輸入に関して、日本とEUの違いについて質問いたしましたところ、厚生労働大臣からこのようにありました。

EUにおきましては、肥育ホルモンについては、人への健康影響の有無について、現状では安全性を評価するためのデータなどが不十分であり、評価を行うことができないという独自の主張で肥育ホルモンの使用及び肥育ホルモンを使用した肉の輸入を禁止しているというふうに承知をしております。

なお、EUの肥育ホルモンの輸入禁止措置は、過去に米国がWTOにEUを提訴いたしました。その結果、科学的根拠に裏付けられた措置ではないといたしましてEUは敗訴しまして、その結果、報復関税措置などを課せられたとの答弁がございました。

EUの肥育ホルモンの使用及び肥育ホルモンを使用した肉の輸入を禁止というルールは、肥育ホルモンを認めている国から見れば不公正となります。このような輸入規制に限らず、国によって商取引などのルールや考え方が異なると思いますが、委員会では国際協力、連携を具体的にどのように進めているのですか。特に、国際的な課題としてデジタル市場への対応があります。この分野でどのように国際連携をしていくべきとお考えでしょうか。

○杉本和行公正取引委員会委員長 お答えさせていただきたいと思います。

委員御指摘のように、今や企業取引、いろんな取引は国境を越えまして行われております。企業活動が国境を越えますと、やはりその競争政策の実施というものも国際的な統一的な基準でやっていく必要があると思っております。そういうことを踏まえまして、国際的な枠組み、私どもで申しますと、ICN、インターナショナル・コンペティション・ネットワークという競争当局の集まりがありますが、そういうところでその競争政策の統一的な規範といいますか、そういうものに向けていろいろ議論しながら努力をしているというところでございます。

加えまして、各国当局との間でも、私どもは定期的に主要な当局とは意見交換の機会を持っておりまして、それぞれどういうふうな考え方でどういうふうに競争政策を適用していくかということも議論して、その競争規範のコンバージェンスといいたし、国際的な標準の設定に努力しているところでございます。

現実的な運用にいたしましても、国境を越えるような企業活動が多々ございますので、現実問題として、いろんな案件を処理するに際しましても、国境を越えるような案件につきましても、それぞれ情報交換をし、意見交換をしながら処理を進めていくということが必要になっております。

そうした枠組みで国際的に担当機関の間での連絡、協調、それから協力というものを積極的に推進していく必要があると思っております、そういう努力を続けているところでございます。

お尋ねのデジタルエコノミーに関しましては、これもまた世の中はどんどん

進んでおりまして、経済のデジタル化、ITを活用したものがどんどん広がっておりまして、プラットフォームビジネスと申しますのでしょうか、新しいビジネスモデルというものも非常に有力に出てきているところでございます。

そういったものに対してどういうふうに競争政策を適用するかということにつきましても、国際的にも今申し上げましたようないろんな場で私どもは議論しておりまして、国際的に共通してどういうふうに考えていくのかということを目指していくところでございます。

我が国におきましても、先般、データと競争政策に関する研究会というものを開かせてもらいまして、そこでデジタルエコノミーに対してどういうふうに競争政策として対応していくのかという検討をしていただきまして、その報告書をいただいたところでございます。不当な情報の収集だとか情報の囲い込みといったものに対して競争政策上対応していく必要があるんじゃないかというような報告をいただいておりますので、そういった報告に沿って私どもとしてもこれから競争政策を進めていくという必要があるんだと思っております。

○宮沢由佳 ありがとうございます。

次に、消費者の利益の確保についてお尋ねいたします。

私は、公正取引委員会は主に企業を相手にしているようなイメージを持っていました。しかし、再販売価格の拘束など、消費者にとっても身近な問題もあります。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の目的に、一般消費者の利益を確保することが記載されています。同45条では、「何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。」と規定されています。

この適切な措置をとるべきことを求める方法などについては、委員会のホームページに紹介されており、相談窓口も掲載されています。しかし、残念ながら国民に周知されているとは思えません。また、相談したいと思っても、報復を恐れて相談できない方もいると思います。

不公正な取引だと思った国民が気軽に相談できる短縮ダイヤルなどを設けてみてはいかがでしょうか。国民に公正取引委員会の取組を周知する方法、さらに、国民に身近で国民が安心して相談できる委員会にするためのお考えをお聞かせください。

○杉本和行公正取引委員会委員長 ありがとうございます。

御指摘のように、独占禁止法は、総則、目的条項のところで、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意工夫を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、もって一般消費者の利益を確保するということを明記してございます。

したがいまして、消費者の選択が確保されているということが非常に消費者の利益になると考えておりまして、消費者の選択が確保されるような条件というものを確保することが私どもの重要な任務だと思っております。

そういった意味で、私どもは、いろんな独禁法違反と申しますか、反競争的な行為に対しましていろいろな申告を受け付けているところがございます、そこは気軽に申告していただければと思っておるところでございます。

匿名性ということもいろいろ問題がございますので、確かに、例えば中小企業の問題にいたしましても、中小企業が大きな企業、親企業からいろいろ不利益な立場を押し付けられているといったことに対しては、匿名性というものが非常に重要だと思っております。知られますとその報復が起こる可能性があるということがございますので、私どもはそういった情報が漏れないようにといいますか、匿名性が確保されるように非常に慎重に配慮しているところがございますので、消費者からの情報に関しましても、それが報復につながらないように、そういった匿名性、秘密性といいますか、そういったものの配慮には十分気を遣ってまいりたいと思っております。

○宮沢由佳 ありがとうございます。

最後に、今問題になっている公文書管理についてお伺いします。

行政機関の公文書管理の在り方について、一般論で結構ですので、何か御所見はございますか。また、公正取引委員会における公文書管理に関するルールや公文書保存期間はどうなっていますでしょうか。

○杉本和行公正取引委員会委員長 公文書管理につきましては、政府で統一的なルールが定まっておりますので、それに沿って私どもは公文書を管理しているところがございます。そういった政府の方針に基づきまして公文書をしっかり管理していくことは重要だと思っておるところでございます。

○宮沢由佳 終わります。